



Title	国王自由人学説とその問題点(二) : 中世初期ヨーロッパ国制史研究への一つのアプローチ
Author(s)	石川, 武
Citation	北大法学論集, 12(3), 179-214
Issue Date	1962-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/27803
Type	bulletin (article)
Note	論説
File Information	12(3)_P179-214.pdf



[Instructions for use](#)

国王自由人学説とその問題点 (二)

——中世初期ヨーロッパ国制史研究への一つのアプローチ——

目次

- はじめに
- 主要文献略語表
- 第一章 概括的序論
 - 第一節 国王自由人の国制史的位置
 - 第二節 国王自由人学説の学説史的意義
- 第二章 ゲルマン時代における豪族支配体制とタキトウスの自由人
 - 第一節 問題の提起
 - 第二節 タキトウスの自由人における自由の根拠
 - 第三節 タキトウスの自由人の社会的存在形態(以上前号)
- 第三章 諸部族の形成と豪族支配体制・部族太公制・軍隊主権
 - 第一節 序論——諸部族の形成
 - 第二節 豪族支配体制と部族太公制
 - 第三節 軍隊主権

石川武

第四章 諸部族法典の人命金秩序——完全自由人と国王自由人

第一節 問題の所在——マイヤー説の形成過程（以上本号）

第二節 『レイクス・サリカ』の人命金秩序と国王自由人（以下次号）

第三節 諸部族法典の人命金秩序と完全自由人

第五章 メーロヴィンガーの軍制——「ロマーヌス」・「レウデース」をめぐる問題

第六章 国王自由人の組織——国王自由人とツェンテナ・王領地と国家領

第七章 国王自由人・グラーフシャフト・豪族支配領域

第八章 国王自由人の概念とその歴史的展望

あとがき

第三章 諸部族の形成と豪族支配体制・部族太公制・軍隊王権

第一節 序論——諸部族の形成

四世紀末にはじまる民族大移動が、ゲルマン人の国家・社会にきわめて深刻な影響を与えたであろう、ということ
 は、推測するに難くないところである。⁽¹⁾ タキトウスによつて「キーヴィタース」、ドイツの学者によつて「フェルケ
 ルシャフト」と称ばれる比較的小さな部族的まとまりは、民族大移動を経て、今や——ドイツに関する諸部族に限つ
 ていうならば——フランク・アレマンネン・テューリンガー・バイエルン・ザクセンなどの、比較的大きな部族（シ
 ャタム）として、再び歴史の脚光を浴びる。念のために断わっておくならば、ここで「諸部族の形成」という題名の
 下に念頭においているのは、ボーズルが『テキスト』の第二一八節で扱っているような、タキトウスの「キーヴィター

「ス」がいかにして形成されたか、という問題ではなく、民族大移動後のそれ、フランク人の側からいえば、まさにその制圧・征服の対象となつたとき諸部族がいかにして形成されたか、ということである。

もちろん、民族大移動がゲルマン人の国家・社会に及ぼした影響は、「キーヴィタース」から「シュタム」へといふ、いわば「ゲルマン国家」の外延の拡大にとどまるものではない。ボーズルの『テキスト』から引用するならば、「民族移動の時代に、農民層と豪族支配体制の上に、王権（王制）もしくは将軍制が、国家的集中の力として上昇してくる。国王をもたない国家のかたわらへ、古ゲルマン国家の第二のタイプとして、君主政的なそれが現われる」(第二)のである。周知のように、こうした傾向は民族大移動期にはじまつたものでなく、その萌芽は既にタキトゥスの時代にも認められる。しかしながら、民族大移動の激動期において、タキトゥスによつて描かれた多数のキーヴィタースが、ここでいう諸部族に統合される過程にともない、その内部構成・国制についても、一般的にいつて、右に引用したとき傾向が著しく促進されたことは疑いがない。一言にしていうならば、ゲルマン時代らしい「豪族支配体制」の上に、「王権」(ないし「一人支配」という新しい要因が登場してくるのである。

この過程は、最近のドイツ学界においては、一般に「軍隊王権」という概念によつて説明されている。たとえば、ボーズルの『テキスト』は、この点に関してつぎのように述べている。

「アリオヴィストは、最初の著名なゲルマンの軍隊王であった。君主政的タイプの古ゲルマン国家において、国王は、戦時に統率者として選ばれたダイクタートル軍隊王である。したがつて、国王権力の原細胞は、軍事罰令権であり、ゲルマン人にとって神聖な戦時における統率者としての地位である。それに、時の経過とともに、しだいに多くの支配者の権能がつけ加わつた。ゲルマンの王権は、国王の権力と戦時にのみ認められる將軍の権力の結合から生れたものである……。ゲルマンの將軍制は……決して永

統的な制度ではなく、民族移動終了後の部族^{シュテムスヘルンオーグトリウム}太公制と「その点で」區別される。」(第三二節)

これを要するに、「軍隊王権」とは、歴史的には、前述の意味での「諸部族の形成」を導きつつ、ゲルマン時代の「豪族支配体制」とフランク時代の「王権」を媒介する位置を占める、といつてもよいであろう。本章におけるわれわれの課題は、もともと、この概念を中心にして「諸部族の形成」をめぐる問題を整理することである。

そのばあい、史料的には、われわれにとつて、きわめて困難な問題が伏在していることを忘れることはできない。というのは、マイヤーの『テキスト』においても指摘されているように(頁八)、「ゲルマン時代」から「フランク時代」への過渡期は、史料の上で完全に一つの空隙をなしている、という事実である。したがつて、われわれは、そうした空隙を自覚しつつ、何らかの方法で、可能な限りその空隙を埋めていかななくてはならない。本章におけるわれわれの考察は、とくに、そのためにいかなる手がかり・いかなる問題点があるか、ということをおきながら、右の課題にアプローチしたものである。あらかじめその点をお断わりしておきたい。

(1) 民族大移動が及ぼした国制史的影響の評価についても、マイヤーとダンネンパウアーのあいだには、かなりくいちがいがある。マイヤーは、これをきめて大きく評価する——したがつて、どちらかといえば、「ゲルマン時代」と「フランク時代」の断絶に力点をおく——のに対して、ダンネンパウアーは、これをミニマムに評価する——したがつて、どちらかといえば、右の二つの時代の連続、「豪族支配体制」の一貫性に力点をおく。このことは、一つには、両者のあいだで、ゲルマン時代の豪族支配体制の捉え方が異つていることにもよるが、究極的には、両者の根本的発想法のちがいに帰着する。ここではとりあえず、マイヤー『フンデルトシャフト』一一一頁における「豪族支配体制」の限定を参照。

(2) 本文ではふれなかつたが、「諸部族の形成」というばあい、もっと問題なのは、中世のドイツ史に現われる「諸部族」がいかにして形成されたか、という問題であろう。問題をそのように提出するばあいには、私は、たとえば、ダンネンパウアー『アレマニエンの住民』が明らかにしているように、「国王自由人政策」を最も重要な一環とするフランク王権による諸政策の帰結(単にそ

の成功のみならず失敗をも含めて」として生れたもの、と考えるし、本来、「諸部族の形成」という問題はどのように提出さるべきである、と考ふる。しかし、ここでは、マイヤーの『テキスト』に沿って問題を整理するために、その問題は一応伏せて、本文のような問題のたて方をしたのである。

(3) なお、後に第四章・第一節・二に紹介するマイヤーの見解をも参照されたい。

第二節 豪族支配体制と部族太公制

(一) 便宜上、最初に「部族太公制」をめぐる問題をとり上げる。そうすることの理由、ならびに問題の所在を明らかにするために、まず、マイヤーの『テキスト』(二〇頁)から、部族太公制の成立に関する要約的敘述を引用しておく。

「数多くの、タキトウスに述べられているフェルケルシャフトは、「その規模において」小さかった。そのいくつかのもとにあっては、頂点に国王をいただき、他のものにあつては、指導的人物の層があつて、公的権力をも公的任務を果していた。ところで、これらの小さなフェルケルシャフト国家は、自発的な服属ならびに同盟によつてもっと大きなゲマインヴェーゼン(「ここでいう部族」)に統合されたのか、あるいは、それは実力によつて征服されてもっと大きな国家に編入されたのか、あるいは、おそらくそうだと思われのだが、フランク人がはじめて、それ以外の方法ではそのようなフェルケルシャフトのグループを把握できなかったがゆえに、こののち部族と称されるようになるそのグループの頂点に、一人ないし二人の太公をおいたのか、こうした問題について、われわれにはっきりした史料は残されていない。……

アレマン人は、四世紀にはおよそ一五人の小王ないしガウ王をもっていたが、五・六世紀の変わり目くらい、わずかに一人ないし二人の太公をもつにすぎず、その任命に際しては、おそらくフランク人が関与していた。……バイエルン人のもとにおいては、いくつかの比較的小さな部族集団と豪族支配圏が、後代のバイエルンの部族太公権の中に吸収されたら

しく、それらの名はなお『レークス・バユワリオールム』にもあげられている。フランク人のもとにも様々な小王があったが、……クロードヴィヒは、この小王たちを抹殺することによって、小王権（制）を最終的に否定した。

古ドイツ諸部族の形成過程は、今日なお完全には明らかになっていない。それは、大部分、軍事的な出来事と結びついており、個々の比較的小きな集団の自発的統合よりは、むしろ、征服を考えるべきである、と思われる。しかし、この過程は、明らかに、どこでも同一の形でおこなわれた、というわけではない。ザクセン人のもとにおいては、最古の時代には、抑々部族太公制の形成にいたらなかったのである。……〔しかし〕一般的にいえば、部族太公制の創設に、フランク人が決定的な仕方でも参加したと思われる。〕

ここでマイヤーが述べたいと考えていることはきわめて明瞭である。すなわち、「部族太公制の創設〔さらにいえば、諸部族の形成そのもの〕に、フランク人〔フランク王権〕が決定的な仕方でも参加した」ということである。バイエルンのはあいについて、マイヤーは、ここで直接にはフランク王権の介入について語っていない。しかし彼は、他の論文では、バイエルンにおける部族太公制の創設をフランクに負うものと考えているし、右の引用でふれられている『レークス・バユワリオールム』は、ミッタイスによるならば、「唯形式上太公の制定法という外観を呈しているにすぎず、実質的にはフランク国王が編纂の機縁を与えたもの」であるという。また、右の要約的敘述においてふれられていないテューリンゲンのばあいについても——抑々テューリンガーを「部族」に算えてよいかどうかという問題をしばらく措くとすれば——、シュレージンガーの『ランデスヘルシャフトの形成』によって、そこでの「太公制」の創設に関するフランク王権の積極的役割を知ることができよう。

ところで、右のごときマイヤーの見解が、それ自体、十分な根拠をもっているかどうか、ということについても、あるいは問題が残るかも知れない。しかし、ここでわれわれが問題にしたいのは、そのことではなく、仮に右のごと

き見解が正しいとしたばあい、それは、われわれがこの時期における「豪族支配体制」(ないしその歴史的発展の帰結としての「軍隊王権」)を具体的に把握するについて、どのような問題を生じうるか、ということである。

史料的にいえば——といっても、私自身、この時代のこの問題に関する史料を自ら検討したことはなく、また、この点に関する新学説の史料的根拠の検討すら果していない今日、きわめて大雑把な見当にもとづいて述べるほか仕方がないのであるが——、ここで問題にしている「諸部族」は、それが何らかの形でフランク族の関心の対象となつたとき、さらにいえば、その制圧・征服の対象となつたときに、おそらくフランク側の、あるいは少なくとも、フランクの影響下にある史料の中に、はじめてその姿を現わしてくるのではないか、と考えられる。しかもマイヤーの言うように、いわゆる「部族太公制」が、諸部族のもとにおける自生的発展の帰結ではなく、その創設に当つてはフランク王権が決定的に介入しており、そうして極端なばあいには、そのような部族太公制の創設にフランク王権による把握がきっかけとなつていわゆる「部族」が形成された、とさえ考えられる、ということになると、当然、右のごとき史料が、フランクに制圧され影響される以前の諸部族の状態を、純粹な形では示していないのではないか、という疑問が生ぜざるをえまい。

(二)・(i) しかし、少なくともマイヤー説に拠る限り、このような疑問は、実のところ見かけのものにすぎない。と
いうのは、フランク王権による他部族の把握、「ライン右岸の地域の(「フランク王国への」)編入は、殊のほかルーズであった」と考えられているからである。マイヤーの『テキスト』は、前節における引用にひきつづき、つぎのように述べている。

「彼ら『フランク人』は、征服した諸部族のもとにおいて、支配の機能の担い手、すなわち、武装した軍勢を徵募ならびに統率し、貢物や貢租を徵集してひきわたし、国内における平和の維持のために心を配り、部族をライヒの政治的路線に沿って導く者、を必要とした。しかしその他の点については、部族の内部における生活にとって、広汎な自治の原則が妥当したのである。」(二一・一二頁)

マイヤーによるならば、フランク王権によるこのようなルーズな形での諸部族の把握は、八世紀に、まさにここで問題になっている「部族太公制」が廃止されるまでつづくもの、と考えられている。

「八世紀における部族太公制の廃止は、きわめて持続的な意義をもつ歴史的過程であった。というのは、それは同時に、フランク大王国の中央集権的な貫徹と結びついていだからである。……この統合は、中央集権的な行政組織の創設にもとづくだけでなく、より多く、カールロリンガーないしアウストラジエンの支配領域、すなわち、ライン・モーゼル・マース間の地方出身の人々に依存しており、彼らがこのカールロリンガーの帝国政策を遂行したのである。八世紀以降における……高級貴族層〔「帝国貴族層」〕の大部分は、これらカールロリンガーの封臣たちに由来する。」(一四・一五頁)

以上のように、「部族太公制」の成立に関してはフランク王権の積極的役割をきわめて高く評価するマイヤーにとつても、カールロリンガーによるその廃止にいたるまでは、フランク王権ないし太公権による諸部族の内部体制への介入は、実はきわめて控え目に評価されている。このこと自体、少なくともドイツにおける「国王自由人」の創設の時点を考えるばあい、かなり重要な手がかりを含むものであるが、その点にはここでは立ち入らない。われわれがさし当りここで指摘しておきたいのはつぎのことである。すなわち、この時期(メーロヴィンガー時代)における部族太公制が、マイヤーのいうように、すべてフランク王権による介入ないしバック・アップによって成立したにせよ、あるいは、シューレジンガーなどのいうように、それには必ずしもそうではないばあいもあるし、したがって、フラン

ク王権との関連が認められるばあいでも、それと同時に、部族太公権の自生的ないし豪族支配的側面を併せ考えねばならないにせよ、諸部族の内部体制そのものについては、本質的には、異った結論を生じないであろう、ということである。換言するならば、フランク王権により何らかの形で把握されたときにはじめて史料に現われる諸部族の状態から、——もちろん諸々の補助科学の成果をも考慮に入れつつ——その直前における諸部族の内部体制を逆推することは、およそ関係史料が残されている限り、原理的には可能である、といつてよい。もちろん、部族太公制の成立をめぐる見解の相違については、この点に関する実証的研究がさらに進展するならば、部族太公制を、その部族がフランクと接触する以前にもついていた内部構成「豪族支配体制」の中に算えるかどうか、という形で、実証的に決着をつけることも可能であろうが、そのことは、太公制の下にある「豪族支配体制」とはさし当り無関係である、と考えてよいであろう。

(ii) 私は、右において既に、「諸部族の」内部構成に関して、「豪族支配体制」という表現を用いてしまつたが、それは、いうまでもなく、その点に関する最近の実証的研究成果を念頭においていたからである。バイエルンについては、先に引用したマイヤーの『テキスト』においても、『レックス・バユワリオールム』そのものの中に、「豪族支配体制」を推定せしめる手がかりが認められる、という見解が述べられていた。現在までのところ、この点に関する研究が最も進んでおり、またその成果がわが国に最も良く紹介されているのも、アレマンネンのばあいである。とりわけ、増田教授も紹介されている・イエーニヒエンの『パールとフンタリ』に関する論文によつて、われわれは、この地方におけるゲルマン的（フランク王権進出以前の）「豪族支配体制」について、かなり明確なイメージをもつことができる。また、テューリンゲンのばあいについても、先にあげたシュレージンガーの研究によつて、大凡のこと、少

説

論

なくとも、この地方にフランク王権が入っていったとき、それが直面したのは自由な小農民の牧歌的社会ではなく、「豪族支配体制」であつた、ということ、を知りうるはずである。さらに、時期は下るが、カール大帝によるザクセン征服戦争の過程は、おそらく、この点に関する最も興味ある素材を含んでいる、といつてよいのではないか。いずれにせよ、以上の点に関する諸研究を、研究史の現段階に則してまとめておくことが必要である、と思われる。⁽⁹⁾もし以上の課題が果されるならば、仮にタキトウスからかなり発達した「豪族支配体制」を読みとることができな
いとしても、われわれは、それにもかかわらず、中世初期ヨーロッパ国制史の一つの出発点を「豪族支配体制」に求めることができるであろう。因みにいうならば、われわれは、逆にその課題が果されるまで、「豪族支配体制」という極度にポレミシユな概念に、ザツハリヒな内容を盛りこむことができないのである。ここで右のような作業を提唱したゆえんである。

(三) 以上に述べたように、フランク以外の諸部族に関して、それらの諸部族がフランクによつて把握される直前の時期における「豪族支配体制」の存在を確認することは、原理上可能であるとして、ここに今一つ困難な問題が残つていることを忘れるわけにはいかない。すなわち、これらの諸部族を把握ないし征服したフランク族そのものについて、そこで王権が自己を確立する以前に、果して他の諸部族におけると同様な「豪族支配体制」が存在していたか、という問題がそれである。⁽¹¹⁾この点に関して、前章(第三節)でもふれたように、「ゲルマン時代の豪族支配体制」を最も大胆に主張したダンネンバウアー論文が、慎重にも、フランクのばあいを考察の対象外においていること、すなわち、ダンネンバウアーは、内部ドイツの諸部族とフランク部族とを区別した上で、前者についてのみ「豪族支配体制」の始源性を主張した、ということに注意しなければならないであろう。⁽¹²⁾

(i) この問題に関してボーズルの『テキスト』は、フランク人のもとにも、もと豪族支配体制が存在した、と述べ、シュレージンガーの『國王選挙』に関する論文によつて、クロードヴィツヒがフランクの始源的豪族^{ウァアードル}を絶滅した、という見解に対し、疑問が提起されていることを指摘している。¹³⁾しかし、このシュレージンガー論文は、主として、中世初期——とりわけドイツ王国成立期——の國王選挙を素材として、その本質が、従士団による國王の推戴にあること、したがつて、國王の選挙は、むしろ、國王との間における従士関係の設定を意味する、ということを主張しようとしたものである。したがつて、この論文においては、フランク時代——とりわけメーロヴィンガー時代——の事例は、たかだか、右の主題への歴史的先蹤としてのみ、シュレージンガーの関心の対象となつていないにすぎず、私見た限りでは、右の論点に関する記述は、わずかに、クロードヴィツヒが、自らの本拠たるサリー族のもとでは選挙されなかつたのに対し、しからざるリプアリア族によつては選挙されている、という指摘があるのみである。¹⁴⁾このことは、すぐ後のところで問題にするフランク王権の成立過程を示唆するものとして、それ自体興味ある事実であるし、また、少なくともサリー族以外のフランク族における始源的豪族支配体制の存在を推定する一つの手がかりにはなる。しかし、それによつて、フランク王権確立以前における豪族支配体制の存在が実証された、と考えるには、些かその根拠が薄弱である、といわなければなるまい。

マイヤーも、われわれの『テキスト』において、フランク人のもとにも「豪族」が存在した、と考へ、その論拠として、「オブティマイテース・ポテンテース」の存在をあげている^(頁一五)。しかし、これらのものが史料に登場してゐるのは、既にフランク王権が確立されたからのことである。もちろん、フランク王権確立後における「豪族」の存在にしても、それが確立される以前における豪族支配体制の一般的存在を想定し、それとの連続的發展の面をも考へた

方が理解しやすい、ということはいえるであろう。しかし、王権が確立した、ということは、王権が、始源的豪族支配体制を、たとえ絶滅しないまでも、何らかの形で自らの支配下に編入した、ということではないのか。したがって、その時においてもなお、「オプティマーテース・ポテンテース」が存在しているとすれば、彼らは既に始源的・自生的「豪族」⁽¹⁴⁾ ではなく、少なくとも他の一面において、何らかの形でフランク王権との関連をもち、むしろ、王権のバック・アップによつて、王権とともに大をなす、という性格をもつもの——ここではそれをとりあえず「貴族」と称ぶ——と考へざるをえまい。現にマイヤーは、「部族法によれば、彼らは、高められた人命金——「レイクス・サリカ」によれば完全自由人の三倍の人命金——をもつていた」という⁽¹⁵⁾。「レイクス・サリカ」の人命金秩序については後述するが⁽¹⁶⁾、このこと自体、彼らが王権と特殊な関係をもつ「貴族」であること、今までに述べてきたこととの関連でいえば、おそらく「アントウルステイオーネン」の階層に連なるものであることを、はっきりと物語っている。したがって、この「貴族」の存在によつて、王権確立以前のフランク族のもとにおける「豪族(支配体制)」の存在を論証しえたと考へるのは、論理の飛躍といわざるをえないであろう。

(ii) それならば、果して、王権確立以前のフランク族のみが、他の諸部族とはちがつて、豪族支配体制をもたず、自由な小農民がその国家・社会の中核的位置を占めていた、と考へることができようか。見通しとしては、否である。その根拠ないし手がかりとなるものは、必ずしも他の諸部族のばあいからの一般的推論のみではない。たとえば、マイヤーの「テキスト」は、この時点における諸部族の名前について、つぎのように述べている。⁽¹⁷⁾

「タキトウスに伝えられている旧いフェルケルシャフトの名前が消滅したのちに、新しい政治的部族団体が、本来の〔「自然発生的な」名前をもたず、たとえばフランケン、すなわち、自由人・大胆な者、とか、アレマンネン、すなわち、すべての人々をひっく

るめて、とか、彼らの武器にならって命名されたザクセンとか、人為的な名前をもって、という事実が注目を惹く。この命名法は、まさしくこの比較的大きな部族が、有機的に生成したのではなく、特別な政治的行為によって形成された、ということをも物語るものである。(一二頁)

周知のように、このマイヤーの指摘をまつまでもなく、フランク部族とは、——それぞれタクトウスのキトヴィタースのいくつかが統合されてできた——サリー・リプアリア・カッティイなどの諸部族に対する総称である。これらの諸部族がフランク部族として統合されるに当り、サリー族がイニシアティヴをとつたことも周知のことである。が、先に紹介したシュレーンガーの「國王選挙」に関する見解をこのような関連において考えるなら、われわれは、フランク部族の成立過程をも、決して平和的なものでなく、軍事的な色彩をおびたものとして、さらに、少なくともリプアリア族に関しては、サリー族出身の王権の下に服すまで、その内部体制は豪族支配体制であつたと推定しても、ほぼまちがいが無いであらう。⁽¹⁶⁾

もちろん、フランク族——とりわけサリー族における始源的な豪族支配体制の存在を、決定的な形で実証することは、史料の残存状況からいって、きわめて困難な課題であらう、と思われる。しかしながら、そのことはまた同時に、そこでの自由小農民の一般的存在を前提することにも、同様な、あるいは、より以上の実証的困難が伏在することを示すものにはかならない。ここでは、われわれは、メーロウインガー時代のガリアに、「自由農民」ないし「自由マンス」を見出したばあい、それをフランク族における始源的形態と見る必要は必ずしもなく、むしろそれを、王領地ないし國王支配との関連で説明しようと試みる⁽¹⁷⁾ことが、一般的にいってより有望であるということ、そのことを明らかにするだけで満足しなければならぬ。

- (1) 『王権と自由』一五六頁。なお、この点に関し、シュレージンガーは、このように述べている（『軍隊王権』二二五頁・註一〇六）。「K. Bosl, Das "jüngere" bayerische Stammesherzogtum der Luitpoldinger, in: Festschr. M. Spindler (1955), S. 145 f. [筆者未見]は、ハイエルの旧部族太公制〔本稿でいう部族太公制〕を、フランク国王による創設に帰せようとしている。」
- (2) 世良訳『ドイツ法制史概説』一二六頁。
とくに四二頁以下。
- (3) 後註(6)ならびにそれに対応する本文を参照。
- (4) 『チキスト』一二頁。
- (5) 『軍隊王権』二二五・六頁
- (6) H. Jähnichen, Baar und Hunzari, in: Vorträge und Forschungen, Bd. I: Grundfragen der Alemannischen Geschichte, 1955. なおこの点に関し、増田『論文集』中最も内容豊富なその第六論文『中世初期シュワーベンの貴族支配——村落団体と貴族支配についての一考察——』を参照。
- (7) 『ランデスヘルンシャフトの形成』とくに三〇頁以下。
- (8) この点に関しては、とりあえず、ダンネンバウアー『ゲルマン時代の豪族支配体制』一四五頁以下を参照。
- (9) なお、以下においては、ガリアの事情には全くふれなかったが、少なくとも南ガリアに関する限り、フランク人がそこに見出したものは、きわめて大きな階層分化を含み、「豪族」が君臨する社会であった、ということは、ほぼまちがいないであろう。この点については、第五章において「ロマヌス」の問題を扱う際に間接的にふれるが、そこで検討するダンネンバウアーの諸論文のほかに、K. F. Stroheker, Der senatorische Adel im spätantiken Gallien (1948), ならびに、多くのものをこの研究に負うている増田『論文集』の第三論文『古代末期のガリア社会』を参照。
- (10) われわれの第三回総合研究会において、世良教授は、この点をはっきり否定された。以下の敘述は、そのことをも念頭においたものである。なお、第一章・第一節・註(7)を参照。
一二四頁・註七。
- (11) 五九三頁ならびに五九五頁・註四。
- (12) 四二三頁。なお、シュレージンガー『軍隊王権』一三四頁をも参照。

(65) 以下の点に関しては、増田四郎『フランク王国の成立と発展』(筑摩版『世界の歴史』第五巻)、とくに二五八・九頁参照。

(66) この点に関してシュレージンガー『軍隊王権』(一二三頁・註九五)は、フランク部族の形成に関する新しい見解について、F. Petri, Stamm und Land im frühmittelalterlichen Nordwesten nach neuerer historischer Forschung, Westf. Forsch. 8 (1955), S. 5 ff. の論照を求めらる。

(67) この点に関して最も問題となる最近の研究は、A. Bergengruen, Adel und Grundherrschaft im Merowingereich (1958) であろう。私は以上において、スルゲングリューンの“Volksiedlung”ないし“Freibauerliche Siedlung”という概念を批判的に検討していくための基本的視点を提出したにすぎず、その具体的検討は遺憾ながら後日に譲るはかない。

第三節 軍隊 王権

前節における予備的考察を経て、われわれは、以下において、本章の中心的課題たる「軍隊王権」の問題をとり上げる。念のため、前節では「部族太公制」との関連において問題にした「諸部族の形成」は、最近のドイツ学界においては、むしろ、「軍隊王権」の主導の下におこなわれた、と考えられている、ということをも、改めて想起しておきたい。

(一) (i) ここでも、問題の所在を明らかにするために、まずマイヤーの『テキスト』における所説を引用することからはじめたい。

「アーデルス・ルンシャフト 部族の支配権」と同様な仕方でも、もちろんそれよりもはるかに広汎な基礎の上に、王権が築き上げられた。タキトウスは、この國王の支配権がいかにして成立したか、ということ報告していない。中世初期における王権の成立は、われわれが確認しうる限り、軍隊王権、すなわち、勝利を収めた従士団の統率者、によって実現された。その「軍隊王権」の中に、王権の創設・拡大・強化をもたらした動的要因を見なければならぬ。のちになってはじめて、それは宗教的性格を獲得した。これは、既にゲルマン的

「ゲルマン時代の」王権が担っていた性格であるが、さらにそれに、キリスト教に伝えられているとき、旧約的聖職者^{プリースト}の観念がつけ加わったものである。(二七頁)

すぐのちに述べるように、マイヤーは、このあとゲルマン諸国王によるローマの遺産の継承について語り、それにひきつづいて、問題の「国王自由人」に関する敘述に移っている。しかし、ここではまず、以上に引用した部分を問題にする。

以上に引用した部分において、マイヤーは、ゲルマン諸部族のもとにおける王権の成立を導いた「軍隊王権」を、「勝利を収めた従士団の統率者」と等置している、すなわち、それを、ゲルマンの従士制の延長線上において理解している、といえるであろう。さらにマイヤーが、右の引用の冒頭において、国王の支配権と豪族の支配権を質的には同一の権力的基礎の上に立つ、と述べていることも、つきつめていえば、そうした理解に通ずるものと考えてよいのではないか。というのは、少なくとも豪族支配体制をダンネンパウアー的に理解する限り、その最も有力な実力的支柱の一つは、「従士制」に求めなければならないからである(第一章・第三節)。そうした意味では、以上の引用に関する限り、「軍隊王権」の概念はゲルマン的なもの、「豪族支配」的なものとして把握されている、といつてもよいであろう。因みに、マイヤーの以上の敘述は、内容的には、シュレーンガーの『軍隊王権』に関する論文の要約である。

ここで、マイヤーの『テキスト』からの引用をつづける前に、第一章(第一節)におけるボーズルの『テキスト』からの引用を想起していただきたい。そこでも、軍隊王権は、ゲルマン的なもの、従士のみを知つて臣民を知らぬものとして理解され、さらにメーロヴィンガー時代の国家も、広狭二つの従士団、すなわち、アントウルステイオーネンとレウデイスによつて構成されるもの、と考えられていた。そうしてボーズルは、かかる軍隊王権の現実を、キリス

ト教的な理念に支えられた抽象的・制度的国家観に對置したのである。これは、そこでも述べたように、実は、マイヤー自身の『カーロリンガー時代の国家観』の要約にほかならない。

(ii) 以上のことを念頭においた上でマイヤーの『テキスト』からの引用をつづけた。繰返していうならば、先ほどのままでのところは、シュレージンガーの要約であり、いわばこれからマイヤー自身の見解である。

「かつてのローマ領に入ったゲルマンの諸王たちは、(「ローマ」皇帝の諸權利をできるだけたくさん、とりわけ全^{フェイスカーヤット}国庫領をひきついだ。そのことよつて、国王は、ローマ時代に国境守備兵すなわちリミターネンが定住せしめられたのと同様な仕方、彼に從つた多くの戰士たちを王領地の上に定住せしめることができた。彼らは農民的土地所有^{ベジツツ}を与えられ、それを耕作したが、その代りに彼らは、ひきつづき警戒ならびに軍役の奉仕を果さねばならず、おそらくはまた貢租^{ベジツツ}をも支払わねばならなかつた。しかし彼らは、いかなるライプヘルにも從屬せず、そのゆえに ▲自由▼であつた。

国王の軍事は、国王の臣^{ウンツタルグレン}下ではあつたがライプアイゲネではなかつたがゆえに ▲自由▼であつた。これらの国王自由人にもついていた。国王自由人は……」(一七頁)

ここでマイヤーが、ダンネンバウアーのいわゆる「国王賃租^{ケーニヒスザインス}」には「おそらく」という限定をつけた上で、「いかなるライプヘルにも從屬せず」——「国王の臣下ではあるがライプアイゲネではない」という点に「国王自由人」の自由の根拠を求めたことは、のちにもくりかえし問題にするような^(第四章・第六、第八章)、マイヤーの基本的発想法につながるものとして注意を要する。しかしここで問題にしたいのはつぎのことである。すなわち、以上二つにわけて引用したマイヤーの「軍隊王権」——「国王自由人」に関する敘述をつづけて読むならば、いかにも「軍隊王権」が「国王自由人」を創出したかのごとくにも読みとれるであろう。しかも、こうした考え方は、マイヤーの「王権と自由」の論文

において一層顕著なかたちで現われている。そのことと、先に引用した前半の部分に示された「ゲルマン的軍隊王権」の概念——「軍隊王権」をゲルマンの「従士制」の延長線上において把える考え方——とは、一体どのような關係ないし調和するか、という問題がそれである。

この疑問を別なかたちで表現するならば、つぎのようによい。すなわち、民族大移動を通じて、単にフランク部族においてのみならず、程度ならびに速度の差こそあれ、すべてのゲルマン諸部族のもとにおいて、一般的に王権（ないし一人支配）の成立への志向が認められる。そのばあい、王権成立のきっかけとなつたのが従士団の統率者としての「軍隊王権」であり、しかも、この「軍隊王権」が「国王自由人」を創り出したのだとする。そうすると、論理的には、フランク以外の諸部族のもとにおいても、のちのフランク王権の下におけると同様に、「国王自由人」の創出ないしそれへの萌芽が認められる、ということになりそうである。しかしながら、果して、事実こういう傾向が見られるか、あるいは、果して「軍隊王権」は「自由人」を創出したのか。

(→・i) 具体的に考えるならば、この問題は、おそらく内部ドイツの諸部族については、さして問題となるまい、と思われる。というのは、フランク王権によつて把握される以前にそれらの部族のもとに存在していた王権は、さして強大なものと思われず（フランクケーンヒトウム）、また、少なくとも現在までに明らかにされた限りでは、それらの部族のもとにおいて王権が「自由人」を創出した、という痕跡はないからである。しかしながら、たとえばゴート人や、とりわけランゴバルド人については、この問題は十分に検討することが必要なのではないか。ランゴバルド人については、様々な部族の出身者を軍隊に入れるために、彼らを「自由」であると宣言した、ということが記録されているからである。(ハ)これは、先に問題にした「自由人のみが武装能力をもつ」という原則（第二章・第一節ならびに第三章・第二節・二・ii）が存在したことの例

証として、マイヤーがあげた事例である。すなわちここでは、仮にこの原則をゲルマン的な(ゲルマン時代らしい存在した)ものと解するならば、「ゲルマン的軍隊王権」が「(國王) 自由人」を創出した可能性はある、といわなければならぬであろう。

しかしながら、われわれはここで、右の点に関して問題になる諸部族、すなわち、フランク人はもとより、ゴート人にもあるいはランゴバルド人にしても、それらはいずれも、直接にローマと接触した諸部族である、ということとを指摘しなければならない。「テキスト」におけるマイヤーの敘述も、フランク王権が、ローマ皇帝権から多くのもの、とりわけ国境守備隊の制を学んだ上で、國王の従士たちを定住せしめた、としている。われわれはむしろ、そのときはじめて、すなわち、「ゲルマン的軍隊王権」そのものではなく、それがローマとの接触によつて多くのものを(前章におけるわれわれの見通しに従えば、右の原則そのものをも)学び、したがつてそれがなんらかの形で変質したときにはじめて、「王権」は「自由人」を創出するにいたつたのだ、と考えるべきではないのか。少なくとも逆に、マイヤーの「テキスト」はもとより、総じてこれまでのところ、以上のように考えることを妨げる事実は、なにも実証されていないのである。

(ii) ところで、ゴート人やランゴバルド人について、果してそこでも王権が「(國王) 自由人」を創り出したのか、また、そのばあい、自由の根拠は何か、という問題がどのように答えられようとも、そのことは、われわれにとつて直接的な関心の対象であるフランク王権の性格とは、さし当り無関係である。したがつて、以下においては、メーロヴィンガー期のフランク王権に焦点をしばつて、「軍隊王権」と「國王自由人」の問題を考えたい。

(a) そのばあいわれわれに、きわめて興味のある手がかりを提供してくれるのは、ボーブルが「ゲルマン的軍隊王

説

論

「権」の現実と「抽象的・制度的国家観」とを対置した際に念頭においていた・マイヤーの「カールリンガー時代の国家観」にほかならない。マイヤーのこの論文は、勅令カヒトツラジリを主な史料として、国王自由人学説の立場から、カールリンガー時代における国家観の変化を跡づけたものである。その論旨の梗概はポーズルによって要約されているわけであるが、ここでの問題を考えるために必要な補足を施しながらその要旨を述べると、つぎのようにいつてよいであろう。

まず、マイヤーは、この論文において、新旧二つの国家観を対置しながら論を進めている。旧い方からはじめると、その一つは、「従士団の頂点にある軍隊王権」(一七二頁)に由来する国家観である。「ゲルマン的観念によれば、**国家**は軍隊統率権ないし軍隊王権の原理にもとづく人的団体ペルソナリタツトであった。」(一七五頁)「メーロヴィンガー時代には、二つの異った従士関係が存在した、すなわち、アントワルスティオーネンのそれとレウデースのそれであり、後者は、封臣ツンゲルにあらざる従士たちの広汎な大衆から成っていた。しかし、このレウデースを、近代的な意味での臣下と称ぶことは、決してできない。」(一七七頁)「メーロヴィンガーの王権は、まだ、はじめるの軍隊王権の性格をもっており、その国家は、まだ純粹な人的団体であった。」(一八一頁)このような旧い国家観は、実にカール大帝の八〇二年の勅令においてすら、まだ明瞭にその痕跡をとどめている(一七八頁)。

このような従士制的・軍隊王権的国家観に對置されるのが、ローマ的な、あるいはむしろ、教会に由来する新しい国家観である。これは、概ね八世紀の半ばころから、カールリンガーの国家観に影響を及ぼしはじめ(一七二頁、カール大帝を経て、つぎのルードウィヒヒ敬虔王の治世にいたってようやく完成する(一七四頁・一七八頁)。この教会的な「国家理論」によって、国家臣民という概念が、カールリンガー国家の国法の中へ導入され、「従来の」**franco**すなわち従士に代って、**freieman**が登場した。彼は、いかなるタイプヘルにも従属せず、また、ゲフォルクスヘルとしての国王にではなく、国家権力の代表者・所持者としての国王に臣属ツンゲルチーニヒしており、まさにそのゆえに**自由**であった。」(一七九頁)「国王個人に対して従属関係にある人々は**不自由人**であり、これに対して、**imperator rei publicae**すなわちある制インステイトウチイオン度の担い手としての国王によって支配される者は、自由

フライエ
人である。」(一七六頁)

もちろん、かかる国家観(抽象的・制度的な国家の理念が、そのままカローリンガー国家の現実であったのではない。以上のような新しい展開を示す史料(勅令)は主に西フランクのものであって、それが東フランクについても同様に妥当するかどうかは不明である(一八二・三頁)。抑よ「勅令」は多くの点で統治のプログラムにすぎず(一七四頁)、また、その勅令そのものによっても、右のごとき「自由人」の概念に包摂されない層(アントゥルス・ステイオーネン)・「帝国貴族層」と主権との間には、人的な関係が残されていた(「レイトン制」)、ということがわかる(一七九頁・一八二頁)。しかしながら、「国家観」と国民の身分法的構成は、お互にきわめて密接な作用連関の下にあったのである。」(一八三頁)

(b) フランク時代の国家観の変遷を以上のように位置づけることは、それ自体、相当程度具体的史料の裏づけをもつものであり、また、きわめて納得のいく考え方といつてよいであろう。ところが、もしそのような理解が正しいとするならば、論理的には、つぎのように考えざるをえないのではあるまいか。すなわち、国家の首長としての国王に直屬するがゆえに、あるいは、(国王の臣下である、ということの意味は、そのようなものとしての国王に直屬する、ということにあるのだとすれば) 国家の首長としての国王のウンテルターンであるがゆえに「自由(人)」である、という考え方は、メーロヴィンガー時代にはまだ存在しなかったのではないか、ということである。もちろん、そうした考え方への萌芽はいろいろな形で存在したであろう。しかしながら、右のような意味での「自由」の原理的・統一的把握、ないし、「国王自由人」という統一的身分は、メーロヴィンガー時代にはまだ存在しなかったのではないか。

実質上このような疑問に関連するマイヤーの見解を探してみると、われわれはつぎのような事実がつかである。すなわち、マイヤーは、この論文の中でも、「国王のウンテルターン」という表現と「国家のウンテルターン」

という表現を、微妙な仕方を使いわけているばあいもある、ということがそれである。「国王のウンテルターン」といつても、もしそれによつて「国家のウンテルターン」との区別をつけようとするのなら、具体的に(封臣にあらざる)「国王の従士」とどこがちがうのか、その点は必ずしも明らかでないが、仮にこうした区別が意味をもつとすれば、帰するところ、先に引用した『ドイツ史事典』におけるポーズルの見解(第一章・第一節二・iv)と同じように、「国王の自由」から「一般自由」へ、という発展を考へることになるであろう。そうして実は「カーロリンガー時代の国家観」の中にも、それほど明瞭に述べられているわけではないが、こうした考へ方を辿ることはできるのである。

こうした考へ方を検討するためには、次章以下にとり上げる諸々の論点を考慮に入れなければならないであろうが、ここではとりあえず、それについてつぎのことを指摘するに止めたい。すなわち、少なくとも理念に関しては、このような発展を考へるべきである、ということを確認しても、最後まで割り切れない疑問として残るのは、「レウデース」が、一方では「国王の従士」として、いわばゲルマン的従士制・軍隊王権の延長線上で理解されながら、他方ではそれと同時に「国王の従士」として、いわば「国家のウンテルターン」へとつらなる系列上で理解されている、という矛盾である。このことは、一面においては、おそらく、「軍隊王権」の概念ないし国制史的位圖が、もともとゲルマン時代の「家族支配体制」(そこでは「従士制」がその最も重要な実力的基礎ないし国制的標識であった)と「フランク王権」(そこでは「国王自由人」の創出がその最も特徴的で政策であり最も重要な実力的基礎の一つであった)とを結ぶ中間的・過渡的なものである、ということの現われと解されないでもない。しかしそこには、少なくともそれと並んで、国王ないし国家権力と直接に関係するものを、おしなべて「自由人」と考へようとする・マイヤーの基本的発想法にともなう混乱をも認めることができるのではあるまいか。

結論的に一応の見通しを述べるならば、たしかにゲルマン的「軍隊王権」は、それが王権發展の動的要因であつた限り、一般的にいって「國王自由人」の創出を準備し、いくつかの点でその萌芽を生み出した、といつてよい。しかし、「軍隊王権」がゲルマン的「軍隊王権」である限り、すなわち、通説的な「軍隊王権」の概念を著しく拡張しない変更しない限り、それは、ついに、「國王の自由」の原理、ないし、「國王自由人」という統一的身分を生み出しえなかつた、と考へざるをえないのである。

- (1) 本章・第一節に引用したボーズルの『テキスト』のほかに、『國王自由人』一八頁をも参照。
- (2) マイヤー『テキスト』一七頁・註三一を参照。
- (3) この論文の論旨は次章(第一節・二)において要約するつもりである。
- (4) Paulus Diaconus I, C. 13. MGH, SS rer. Lang. et Ital., S. 54. マイヤー『國王自由人』一八頁。なお、ここで「ゴート人」の名をあげておいたのは、マイヤーのこの論文ではつぎのように書かれているので、念のためにそうしたにすぎない。「ヘルメンナー、フランク人のもとにおけるレウデースのこのような地位は、ゴート人・ランゴバルド人、さらにローマの国境守備隊、すなわちリミターネイ、さらにはまたスラヴ人のもとにおいても、同様な仕方で創設された。」(二〇頁)
- (5) なお、シュレージンガー『軍隊王権』一二四頁)は、「軍隊王権」と「國王自由人」との制度的関連について、慎重にも、解答を留保していることに注意しておきたい。
- (6) たとえば、この論文の結尾(一八三頁)においては、つぎのような表現が見られる。「國王のウンテルターンから國家のウンテルターンが、國王のレウデースから(一般)自由人が生れた。彼らの自由は、はじめは國王との、ついで國家的官職ならびに地位との、直接的な結びつきにもとづいていた。」なおこの問題は、要するに、「レウデース」とは何か、という問題に帰着する。「レウデース」の問題は、第五章・第三節において改めてとり上げるつもりである。
- (7) 序に、「軍隊王権」と「國王自由人」をめぐるマイヤー説に対して、もう一つ、疑問を提出しておきたい。マイヤーは、グレゴール・フォン・トゥール(第二卷・第二十七章)に出てくる・戦利品をめぐる有名なエピソードに関して、ただ一人クロードヴィエヒに反対しその希望を撤回させた問題の戦士を、「部族法上自由なフランク人」でありえない、と考へている(『國王自由人』一九。

二〇頁)。要するにマイヤーは、それを「国王自由人」である、と言いたいのである。翌年のメルツフェルトの際に、こんどはクロードヴィンヒが、彼の武器の手入れが悪いことを理由に、彼を打ち殺したわけだが、「国王がかくも大きな権利(『きびしい刑罰権』)をもちえたのは、彼の戦士・彼のレウデースに対してのみであつて、部族法上自由なフランク人に對してではなかつた、と考へてよいであらう。かくのごとき絶対的刑罰権を、軍隊王は、彼の戦士・彼のヘルマンネンに對してもつていたのである」というのが、その理由である。ところがマイヤーによると、このエピソードの前後は、「国王の戦士として、彼ら(『レウデース』)は、国王といえども彼らから奪うことのできぬ確固たる権利をもつていた」ことの例とされている。すなわち、「レウデース」(マイヤーによると「国王自由人」)は、一方において、国王すら奪うことのできぬ権利をもつものとして、また他方において、国王の絶対的刑罰権の對象として現われるのであるが、マイヤーは、その二つの局面を、いずれも、「国王の戦士」ということで説明しようとしている。これは、まさに本文で指摘した「軍隊王権」概念の矛盾と照応するもの、といつてよいであらう。私見によれば、このエピソードは、まさに「ゲルマン的従士制」から「フランク王権」への媒介項としての「軍隊王権」を示すものにはかならない。おそらく、系譜的には、ゲルマン時代の従士たち(マイヤーの「部族法上自由なフランク人」・「完全自由人」)の中にも、こうした過程を経て、「レウデース」・「ヘルマンネン」——「国王自由人」に転化していったものがあつたであらうし、「国王自由人」の概念の中には、そう考えることを妨げるなものもないのではないか。

第四章 諸部族法典の人命金秩序——完全自由人と国王自由人

第一節 問題の所在——マイヤー説の形成過程

既に第一章(第^三節)においてふれておいたように、国王自由人学説は、タキトウスの自由人・諸部族法典の自由人・勅令の自由人・文書^{ウフクンデ}の自由人を、もはや同一の範疇に属する自由人とは考えていない。われわれは、そのうち、タキトウスの自由人を第二章において、さらに、タキトウスの時代の豪族支配体制とフランク時代の王権を媒介する軍隊王権については、前章において問題にしてきた。本章においてはこのあとを承けて、主として、諸部族法典の自由

人——といつてもほとんどつばら「レイクス・サリカ」の自由人を取り上げる。

ところで、國王自由人學說の創設者——マイヤーとダンネンパウアーのうち、ダンネンパウアーは、この問題をほとんど全くとり扱っていない。これに対して、マイヤーは、まさにこの諸部族法典の人命金秩序を手がかりとして、「國王自由人」を発見するにいたつたのである。しかも、第一章において(第・三)ごく大雑把に紹介しておいたように、マイヤーは、現在、諸部族法典の自由人を「完全自由人」と考えている。したがつて、本章においてわれわれが諸部族法典の人命金秩序を検討することは、同時に、マイヤーにおける「完全自由人」ならびに「國王自由人」の概念——とりわけ前者——を検討することになるであろう。

(一) まず例によつて、この点に関するマイヤーの『チキスト』を引用し、現在におけるマイヤーの見解・マイヤーの到達点を明らかにしておきたい。因みにこれは、前章(第三節)における引用に、すぐつづくものである。

「國王の軍事力は、國王の臣^{ウンターター}下ではあつたがライプアイゲネではなかつたがゆえに△自由▽であつた。これらの國王自由人にもとづいていた。國王自由人は、國王の命令により、いつでも軍役のために出かねければならず、しかも、すべてのもの(男子)が義務を負つていた国土の防衛のためだけでなく、遠くはなれたライヒの外部で遂行される攻撃戦争のためにもそうしなければならなかつた。フランク王国においては、この△國王▽自由人△と、征服されたローマ人とが等置された。彼らは、「ローマ」皇帝の臣^{ツンターター}下として、「フランク」國王の△自由な▽臣下と同一の義務を課せられていた。彼らは、「レイクス・サリカ」によれば、國王自由人と同一の人命金をもつていた。(一方)諸部族法典の完全自由人・貴族に対しては、國王は、決して無制約の支配権・命令権をもつていなかった。國王は彼らと協議し、彼らの同意をえなければならなかつた。そうでなければ、彼らがレイン法上その義務を負わない限り、彼らは、國王の命令にもとづいて戦場に赴くべきである、とは考えられていなかった。こうして、固有の權利を

もつ完全自由人——われわれは彼らのことを、国王自由人、すなわち、その自由を国王に負うところの「自由人」と區別して、フルクス・フリアイエ、「まし當り、部族法上の自由人」と名づけることもできよう——から徵募された軍隊とならんで、国王自由人の大軍が成立した。」(一七頁)

ここでは、見られる通り、諸部族法典の自由人は「固有の権利をもつ完全自由人」と把握され、「その自由を国王〔國家〕に負うところの国王自由人」と對置・峻別されている。別な言葉でいえば、彼ら諸部族法典の自由人、完全自由人は、「その自由を國家からうけとつたのではなく、「彼らがその出自によりあからじめもっていた」自由を國家の中へもちこんだ」のである。⁽¹⁾マイヤーは、その意味で、完全自由人のことを「古自由人」^{アルテフリアイエ}ないし「原自由人」^{ウッテフリアイエ}とも称んでゐる。

しかし、現在のマイヤーが、諸部族法典上の特定身分に対応する、と考えているのは、完全自由人（諸部族法典の「自由人」）だけではない。右の引用についていえば、マイヤーは、フランク王権の支配下に入ったローマ人を、「レークス・サリカ」の人命金秩序において、「国王自由人」と同格のもの、と考えている。すなわち、マイヤーは部族法上、少なくとも「レークス・サリカ」に関する限り——「国王自由人」という身分が何らかの形で存在することを前提している。諸部族法典の「自由人」は「完全自由人」である、というのだから、「国王自由人」が、諸部族法典の中に、一体どんな形で登場してくるのか、それは果して「自由人」と称ばれているのか、という疑問がすぐ出てくるけれども、それにはここでは立ち入らない。

いずれにせよ、現在のマイヤーにおいては、「完全自由人」と「国王自由人」とは峻別されている。しかも、諸部族法典の自由人が前者であると考えただけでなく、後者もまた、部族法典上の特定身分に対応せしめられている。そ

うしてこの両者の相違は、とりわけ、その軍役負担について現われる。すなわち、国王自由人は、国王に対して、原理上無制約の（攻撃戦争のばあいをも含めた）軍役義務を負うが、完全自由人は、本来そうした軍役義務を負わず、そのたにはさらに、たとえば「レーン制」などにより、国王と特別な関係を結んでいることが必要である。以上が、諸部族法典の自由人についての、ないし、完全自由人と国王自由人の概念に関する、マイヤー説の到達点である。

ところがマイヤーは、はじめからこうした見解をもつていたのではない。マイヤーにおける「国王自由人」の発見過程にまで遡って、こうした見解がいかにして形成されたか、ということを検討してみると、われわれは、マイヤーの出発点と到達点のあいだにかなり大きな懸隔があることを認めざるをえないのである。

(一) マイヤーが実質的に、「国王自由人」を発見した（という）のは、まだ「国王自由人」という名は用いていない、ということである。のは、一九四三年に公けにされた『王権と自由』に関する論文においてである。そのばあいマイヤーは、王権、すなわち、国王自由人に対して自由を与える側から、この問題にアプローチしている。このこと自体、彼の基本的発想法を示すものとして興味があるが、これを具体的にいうならば、マイヤーは、諸部族法典の中に、系列を異にする二つの人命金秩序が存在している、ということから、「国王自由人」を発見したのである。世良教授がはじめて国王自由人学説を本邦に紹介された際、この論文を手入れしていなかった、という事情もあるので、以下、必要な限り、この論文におけるマイヤーの論旨の展開過程を辿ってみたい。

この論文においてマイヤーは、まず、《自由》が国家にとっていかなる「機能的意味」をもつか——それは、できるだけ多数の国民を中間的・封建的な権力の支配から離脱せしめ、国家権力に直属せしめること、にある——という問題を、序論として述べた（二三九頁・一四〇頁）のち、つぎのような事実を指摘する。タキトウスの時代において既に（『ゲルマニア』第五章）国王をもつキーヴ

イタースと国王をもたぬキーヴィタースとは、その身分秩序が異っている、すなわち、前者においては、国王の側近にある解放奴隷が、「貴族」や「自由人」を凌駕する地位を占めていることがある。したがって、われわれは、タキトゥスの中に、△方において△は出自が決定的な身分と、△他方においては、△国王ないし国王との関係が決定的な身分という二つの異質的な身分秩序を認めることができる(一四〇頁)。

そうだとすれば、△非君主政的国家形態から△君主政的国家形態への移行は、国民の身分構成の上にも、決定的な変化を及ぼしたにちがいない。このような移行・変化は民族大移動の時期におこなわれた。したがってそれは、民族大移動と因果的な関連をもっていたはずである。ところが、この過程において、王権はまず「軍隊王権」として成立したのである。「軍隊に属する者は、ベルゼーリとシラキスによって、国王との間に、直接の、封建的・中間層によって中断されることのない結びつきをもっていた。」(一四一頁)軍隊王が最終的に勝利を収めたとき、その軍隊は政治的・国法的意味における国民になった。「軍隊を補充するために、ランゴバルド人は不自由人を解放し、軍隊に属する者はこのようにして、やがて……自由なランゴバルド人になったのである。」(同上)

「それゆえ、抑々政治的意味における国民に属すかどうかということが、まず、軍隊に属すかどうか、ということを決る。しかしながら、個々人の法的地位は、もっぱらそれによって、というわけではないにしろ、国王との関係……によっても規定された。」(同上)

「この原則は、君主政国家において、非君主政国家におけるきわめて厳格な身分的差別——ここでは貴族(われわれの表現では豪族)が決定的な地位を占めていた……—に対して、平均化的な作用を及ぼした。」(一四一・三頁) 「こうした事実をはっきり表現するのが人命金の規定である。」(一四三頁) いうまでもなく、王権が最も典型的に成立したのは、フランク部族のばあいであるが、そこでは、「国王との直接の関係・国王「に対する」勤務」は、入命金を三倍にしている。「アントゥルステイ、オーネン」がその例である。また、そこでは、「貴族」に特有な人命金が存在しない。『レックス・フリーシオルム』、『レックス・バユワリオルム』には、国王勤務による人命金の増額は認められず、逆に「貴族」に固有な人命金が存在している。『レックス・サクソナム』には「貴族」の高い人命金と国王に仕える者のそれが同居している、すなわち、そこには二つの人命金秩序が混在しているのである。マイヤーは以上のようにして、「家父長制的・貴族政的」人命金秩序・身分構成が、王権的・平均化的人命金秩序・身分構成よりも古いもの、と

考える(以上一四三頁)。ゲルマシ時代に「豪族支配体制」を想定する一つの手がかりが、ここにもあるといつてよい。

以上のような一般的考察を経て、マイヤーは個別的な考察に移る。そこでマイヤーは、『レークス・サリカ』の「アントウルステイオーネン」と同じく自由人の三倍の人命金をもつ、という点に着目しつつ、『レークス・カマヴォールム』の「ホモ・フランクス」と『レークス・トゥーリンゴールム』の「アーダリングス」をとりあげ、「彼らに対して三倍の人命金が認められたのは、貴族あるいは古自由人の出自をもつ、ということによるのではなく、……おそらく彼らの国王に対する関係によるものである」という(一四三頁)。つぎにマイヤーは、同じように人命金の問題を手がかりとして、『レークス・カマヴォールム』の「ヴァルゲングス」(ならびに他の諸部族のもとにおける類似の存在)について、かなり詳しく考察している(一四四頁以下)。その結論は、それは「国王の従士」であり、だからこそ自由人の三倍の人命金をもっているのだ、ということである(一四五頁)。さらにマイヤーは、それとの関係で、ロシアを建国したといわれる例の「ワリヤギ」についても、同様の見解を述べている(一四六頁)。

これらあとのところでマイヤーが述べているのは、今日、多少とも国王自由人学説になじんでいる者にとっては、「国王自由人」の典型ないし先験として、しばしばお目にかかることのできるものばかりである。曰く、ランゴバルドの「アリマンネン」(一四七頁、一四八頁以下)。曰く、スペイン国境の「亡命者」(一四八頁)。曰く、ビザンチンの「国境守備兵」(一四九頁以下)。曰く、「パールギルデン」(一五六頁以下)と「パールシャルケン」(一五七頁)等々。このようにしてマイヤーは、つぎのような見解に到達したのである。「国王と戦士的従士関係をもつ人々は、彼らから土地を与えられ、自由人と見なされた。もちろん、古い原自由人という意味においてはではなく、国家への臣属によって与えられた自由、という意味においては——。のちになると、同一の法的地位は、もともと植民者として、しかし古いお手本にならない、軍役と租税の義務を負って王領地に定住せしめられた・新定住者、にも与えられることになった。それゆえシュレージンガーは、△一般自由▽の概念がここにはじめて……王領地において形成された、というのである。」(一五三頁)

以上がマイヤーにおける「国王自由人」の発見過程・マイヤー説の出発点である。

何よりもわれわれの注目を惹くのは、そこではまだ、諸部族法典——とりわけ『レークス・サリカ』の自由人が「完全自由人」である、とは言われていない、という事実である。そこで、既に「古自由人」・「原自由人」という表現が用いられているのに、「フォルクスフライエ」という表現はまだ用いられていない、という事実も、単なる偶然ではなく、そこでの諸部族法典の自由人の把握の仕方と関係があるかも知れない。もちろん、マイヤーは、国王と特別な関係にある諸部族法典の自由人——『レークス・サリカ』の「アントウルステイオーネン」が、「国王自由人」である、とも言っていない。しかし、「貴族」(われわれの概念ではむしろ「豪族」)に特有な人命金規定を含まず、それと同時——ここではまさにアントウルステイオーネンのばあいを例として考えられているわけだが——「国王勤務は人命金を三倍にする」という原則を貫いているフランク部族の人命金秩序は、最も典型的な王権的身分秩序を示すものと考えられている。たしかにマイヤーは、この論文においても、そうした「王権的」人命金秩序とやらんで、——現在における彼の表現を用いるなら——「部族法的」人命金秩序の存在を認めてはいる。しかし、そのばあい、「王権的」人命金秩序とは「国王勤務は三倍にする」という原則そのものを意味し——したがって、「部族法的」人命金秩序とはその原則によって三倍にされる以前のそれを意味する——、現在におけるように、諸部族法典上の特定身分をそのいづれかに対応せしめる、ということとはなされていない。換言するならば、この論文においては、「国王自由人」という称呼がまだ用いられていないだけでなく、実質的にいっても、「国王自由人」は諸部族法典上の身分とは考えられていないのである。

これだけでも既に、マイヤーの現在における到達点との懸隔は決定的に大きいといわなければなるまい。しかし、そこには、実はもっと大きな問題が伏在しているのである。試みに、右に紹介した論旨の展開過程を逆に後から前へ

辿つてみよう。そうすると、ほかならぬ「アントウルステイオーネン」が「国王自由人」——とまでは言わなくても、「国王自由人」の系列において、あるいは「国王自由的なもの」として理解されている、ということになり兼ねないであろう。しかし、この点については、本章・第三節でさらに立ち入った考察をおこなうつもりである。

(三) マイヤーが、右に紹介したような諸部族法典の「自由人」の把握から一歩踏み出し、それをおしなべて「完全自由人」という範疇で割り切るとともに、「レイクス・サリカ」の「リーテン」・「プエル・レーギス」・「ロマーヌス」を「国王自由人」である、と考えるにいたつたのは、「国王自由人」の論文においてであった。

この論文は、三つの部分から成っている。すなわち、マイヤーはそこで、第一に、「レウデース」——マイヤーはこの論文でそれを『レイクス・サリカ』の「リーテン」と同一視している——は「国王自由人」である、と考えることによつて、それをめぐる論争の最終的解決をはかり、第二に、同じく「ロマーヌス」を「国王自由人」と等置することによつてその人命金をめぐる謎を解き(本節一における「テキ」からの引用を参照)、第三に、「自由マンズ」の起源を、もとその所有者が「国王自由人」であった、ということによつて説明しようとした。したがつて、そこには、「リーテン」(「レウデース」)ならびに「ロマーヌス」について、それを実質的に「国王自由人」と考えるそれなりの根拠が示されているわけだが、これらの論点については、それぞれ後述する(第五章・第三節)。結論を先取りしていえば、われわれは、それらの点についても、マイヤー説は成立しないと考えるのだが、ここでは、「レイクス・サリカ」の人命金秩序に焦点をしばつて、マイヤーが「リーテン」などの階層を「国王自由人」と考えるにいたつた根拠を確かめておきたい。因みにマイヤーがはじめて「部族法上の自由人」という表現を用いたのも、この論文においてであった。

(i) この点に関するマイヤーの敘述を引用すると、つぎの通りである。

『レークス・サリカ』……の中では、貴族について言及されておらず、自由フランク人〔レークス・サリカ〕が「インゲヌス・フランクス」といつているのは一箇所だけであり、他は単に「自由人」^{II}「インゲヌス」といつている」について語られているにすぎない。……自由フランク人の人命金は、『レークス・サリカ』によれば二〇〇ソリドゥスであり、リーテン〔のそれ〕は一〇〇ソリドゥスであった。しかしそれとやらんで、国王に勤務している者は、彼の出生身分〔によるそれ〕の三倍の人命金をもつ、という一般的规定があった。しかし、自由なフランク人は、この原則により国王のトゥルスティス〔狭義における従士団〕に所属するとき、アントゥルスティオとして、六〇〇ソリドゥス〔の人命金〕を、またサケパロとして国王に勤務しているプエル・レーギスは、三〇〇ソリドゥス〔の人命金〕を、さらにロハリスは〔一般に〕一〇〇ソリドゥス〔であるのに対して〕、国王御陪食役〔たるロマヌス〕は三〇〇ソリドゥス〔の人命金〕をもっていた。したがって、人命金の規定に拠ると、二重の身分秩序が存在していた。部族法的身分構成——それによると自由フランク人は二〇〇ソリドゥスの人命金をもっていた——は、ケーニヒスマンがひとたび国王に対する勤務の中へ受け入れられるや、排除された。それどころか、むしろそれは逆転された、というのは、彼が、人命金と機能の上で、自由フランク人を凌駕したからである。〔二四頁〕

『レークス・サリカ』の人命金秩序に関する限り、マイヤーがこの論文において、「リーテン」などの階層を「国王自由人」であると考えた論拠は、以上の引用につきると言つてよいであろう。

(ii) 右の引用を、『王権と自由』における論旨の展開過程と比較してみよう。そうすると、その大部分において——具体的にいうならば、『部族法的身分構成……は、ケーニヒスマンがひとたび国王に対する勤務の中へ受け入れられるや、排除された』というところまでは——、「自由人」^{インゲヌス}のみならず「リーテン」などの階層についても「王権的身分秩序」〔国王勤務は三倍にする〕という原則が適用される、ということをはつきり書いている点を除けば、『王権と自由』における論旨とさして変つていないことがわかるであろう。

もちろん、そこまでのところでも、全然問題がないわけではない。それは、ほかならぬ「ケーニヒスマン」という表現についてである。抑も「誰か」がひとたび国王に対する勤務の中へ受け入れられるや、彼はその時はじめて「ケーニヒスマン」となるのではないか、と考えられるのだが、これは一応表現の問題としておこう。いずれにせよ、彼はその時には「ケーニヒスマン」なのだから。われわれにとつてさし当り重要なことは、つぎのことを確認しておくことである。すなわち、マイヤーがそこまでのところで述べている事実から考えるならば、マイヤーがそこで「ケーニヒスマン」と言っている者——われわれが右に「誰か」と書いた者——は、「自由人」・「プエル・レーギス」・「ロマーンヌス」の三者である、ということがそれである。

以上の点を一応別にすると、問題はむしろ、右の引用中、最後の文章に集中している、といつてよい。そこに、そうして、そこだけに、マイヤーがなぜ『レークス・サリカ』の「リーテン」などを「国王自由人」と考えたか、その論拠ないしそれを解く鍵が秘められているのである。「それどころか、むしろそれ〔部族法的人命金秩序〕は逆転された、というのは、彼が、人命金と機能の上で、自由フランク人を凌駕したからである」とマイヤーはいう。「国王勤務は三倍にする」という原則の適用によつて、「人命金……の上で」、「自由フランク人を凌駕」するにいたるのは、いうまでもなく「リーテン」の階層（そこまでのところでマイヤーが述べていることに拠りながら厳密に言えば「プエル・レーギス」と「ロマーンヌス」）である。彼らはもと一〇〇ソリドゥスの人命金をもっていたが、ひとたび国王勤務に従事するや、その人命金は三〇〇ソリドゥスとなつて、「自由人」の二〇〇ソリドゥスを「凌駕」する。したがつて、このときはじめて、彼らは「国王自由人」となる。——極言するならば、マイヤーが『レークス・サリカ』の「リーテン」などを「国王自由人」と考えた論拠は、少なくとも人命金秩序に関する限り、これ以外にはないのである。

ところが、仮にこの論法が成立するとしても、われわれはすぐにつきのような疑問に逢着せざるをえまい。それならば、国王に勤務しない「リーテン」についてはどうなのか、それは果して、「人命金と機能」の上で、自由人を凌駕する」といえるのだろうか。しかも、現在のマイヤーは、「レックス・サリカ」の「リーテン」などが、「国王勤務は三倍にする」という王権的人命金秩序の適用を受けるまでもなく、それ自体「国王自由人」である、と考えている。そこで再び、先程「心」「表現の問題」としていた箇所に戻ろう。まさしく、「リーテン」などが、それ自体として「ケーニヒスマン」——しかも「国王自由人」である、と言えなくては、現在のマイヤー説は成立しないのである。そうだとすると、そこでマイヤーが「ケーニヒスマン」という表現を用いたのは、単なる偶然ではないのかも知れない。むしろ、そこでは、結論が先取りされていたのではあるまいか。

マイヤーは、もともと論文の表現についてあまり神経質とはいえない。しかし、もし右の点に関するわれわれの疑問が正当な根拠をもつものであれば、今や新しい常識となりつつあるマイヤーの見解——諸部族法典の「自由人」「完全自由人」ならびに「リーテン」「国王自由人」——には、結論の先取り・循環論法以外のいかなる根拠も見出されない、という結論に到達せざるをえない。ことの重大さにかんがみ、節を改めて、われわれ自身、今いちど「レックス・サリカ」の人命金秩序を検討してみなければならぬ。

(1) これは、実は、のちに(本節・二)紹介する『王権と自由』の一節(一五八頁)に、若干の補足を施したものである。この論文には、「アルテ・フライエ」・「アルテ」ウアフライエ」・「アルテ」フォルフライエ」・「ホッフフライエ」などという表現は出てくるが、私の見た限り「フォルクスフライエ」という表現は出てこない。

(2) 直居淳・前掲論文・筑摩版『世界の歴史』第八巻、一〇頁以下(そこにこの論文の冒頭の部分が訳出されている)、ならびに、四八・九頁を参照。端的にいうならば、マイヤーには、「国王自由人的なもの」あるいは「国王」ないし「国家権力」と直接の関係

- をもつ者を、史料が事実「自由人」とよんでいるか否かにかかわらず、すべて「自由人」と考える、という傾向が認められる。
- (3) 世良『フンデルトシャフト』四、一九頁・註四。そこで世良教授は、マイヤーにおける「国王自由人」の発見が、彼の「開墾自由人」学説の「ごく自然な」帰結ないし発展であった、と考えておられる。それは、一面において、確かにその通りである、と言わなければならない。彼の「開墾自由人」学説には、はじめから、「開墾」という事実とならんで、時にはそれ以上のウェイトをもつて、「国家権力への直屬」という契機が含まれていたからである(直居・前掲論文・四八・九頁)。逆に、彼が「国王自由人」を見出したのちにおいても、「開墾」という契機の(相対的)重要視は、マイヤー説の一つの特徴となっている。それにもかかわらず、われわれは、「開墾自由人学説」と「国王自由人学説」との間には、一つの飛躍があることを忘れるわけにはいかない。そうして、マイヤーのばあいこの飛躍を可能ならしめたのは、後述するシュレージンガーの研究を別にすれば、まさに「人命金秩序」の分析であった。以下の紹介は、以上のことを念頭におきながらおこなうつもりである。
- (4) 前註(2)参照。
- (5) ここでの「軍隊王権」は、まさにそれによって「(国王)自由人」が創出されるかのごとくに把握されている。この点については、前章・第三節・二を参照。
- (6) これについて私が、第三回総合研究会の席上(『速記録』Ⅱ、二二頁)、それを時期的にかなり古いものであるかのごとくに述べたのはまちがいである。これは正しくはカール大帝治下のことである。なお、この点に関しては、木村尙三郎『封建制社会をめぐる理論的諸問題』(『歴史学研究』二四六、一九六〇・一〇)三九頁右をも参照。
- (7) ここでマイヤーが念頭においているのは、いうまでもなく、シュレージンガー『ランダスヘルシャフトの形成』であり、マイヤーは、シュレージンガーがとりわけその一三七―一九頁において述べた・マイヤーの「開墾自由人」学説ないし「人的結合国家」から「制度的領域国家」へというシェーマに対する批判を、ほぼ全面的に承認したわけである。なお、マイヤーによって提出されたこのシェーマについては、近く別稿を発表する予定である。
- (8) 「フランク時代のレウデース・国王自由人は、近代の文献において『一般自由人』と称されたものであり、フランクの軍隊の広汎な大衆をなしていた……。部族法上の完全自由人は、この国王自由人とは全く異った国民層に属していた。彼らもまた、国王に対して緊密な勤務関係にあることがあった……。『しかし』国王自由人と、この国王に勤務している部族法上の自由人、アントゥルスティオーネンとの根本的なちがいは、『マルクルフ書式集』の中ではっきり表現されている。」(二二頁) ここでは、

論 說

『諸部族法典の自由人』「完全自由人」という考え方が、「レウデース」『リーテン』「国王自由人」という理解の論理的帰結である、ということを示すことができる。また、この文脈においては、「アントウルステイオーネン」が「国王勤務」という面よりはむしろ「部族法上の自由人」という面で捉えられていることに注意したい。これは、明らかに、『王権と自由』における捉え方とはちがってきているが、同時に、「完全自由人」と「国王自由人」との「根本的ちがい」を云々するためには、「完全自由人」として、「アントウルステイオーネン」の階層を考えなければならない、ということをも示しているからである。

— 以上一九六一・一一・二五加筆 —